

おくやみハンドブック  
〈死亡届後の手続きのご案内〉

東郷町



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

東郷町では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、役場を中心とした諸手続きについて、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

東郷町役場 0561-38-3111 (代表)

### 事前準備について

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

#### 持ち物の確認

来庁される方の本人確認書類及びこの冊子内の各ページの「必要なもの」をご確認ください。

STEP 2

#### 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

STEP 3

#### 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

#### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、東郷町役場へお越しください。



## 来庁時の持ち物について

### 【来庁時の持ち物】

#### □ 来庁される方の本人確認書類

・本人確認書類以外に必要なものは、この冊子内の各ページの「必要なもの」を参考としてください。

### 本人確認書類について

#### □ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

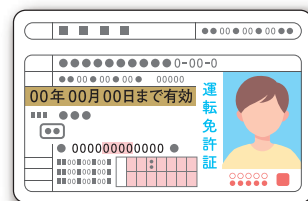
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、（特定）在留カード、（特定）特別永住者証明書などの公的機関が発行した身分証明書

#### □ 2点で本人確認できる書類

- イ 資格確認書、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証など
- ロ 学生証、法人が発行した身分証明書、  
公的機関発行の資格証明書などで写真付き

※イとイ、イとロは可、ロとロは不可

**※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。**



MEMO

## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (41 ページ参照)</li> <li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	(43 ページ参照)
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)</li> </ul>
10か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (43 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付</li> <li>○相続税の延納・物納の申請 (44 ページ参照)</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

東郷町での必要な手続きについては、7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、通知カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が3人以上の世帯の世帯主であった	P.8
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9、10
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主であった	P.11
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.12、13
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.15
税金	<input type="checkbox"/>	町税または保険料の納付が済んでいない	P.16
	<input type="checkbox"/>	口座振替をしていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	個人住民税が課税されていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.17
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・軽自動車を所有していた	P.18
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	65歳以上で介護保険に加入していた	P.19
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	愛知県在宅重度障害者手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	東郷町障がい者扶助料を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療費の助成を受けていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.23、24

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	障害者医療費の助成を受けていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	精神障害者医療費の助成を受けていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者福祉医療費の助成を受けていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	介護用品購入費助成利用券を利用していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	障がい者・高齢者タクシー券を利用していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	障害児通所支援を利用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業サービスを利用していた	P.27
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当、愛知県遺児手当、東郷町遺児手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	ひとり親になった	P.30
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費の助成を受けていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	母子及び父子家庭等医療費の助成を受けていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	養育医療の助成を受けていた	P.31
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	井戸水を使用し公共下水道へ接続していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた	P.33
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.34
	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	P.34
	<input type="checkbox"/>	河川を占用していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	公共用物を使用していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.36
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が小中学生の保護者であつた	P.36
	<input type="checkbox"/>	図書館を利用していた	P.37
	<input type="checkbox"/>	相続などに関する無料相談を受けたい	P.37
<input type="checkbox"/>	犬を飼育していた	P.38	

# 1. 住民登録に関する手続き

## マイナンバーカード、通知カードを持っていた

### 手続き カードの保管 (返却不要)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了するまで保管してください。	—  手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
—	住民課 ☎ 0561-56-0731

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証 (カード) の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証 (カード) は無効となりますので、返却または破棄してください。	—  手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証 (カード)	住民課 ☎ 0561-56-0731

## 亡くなられた方が3人以上の世帯の世帯主であった

### 手続き 世帯主変更

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられた場合は、新しい世帯主の申出が必要です（その世帯が、亡くなられた方を含めて2名以内の場合は不要です。）。	速やかに
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
—	住民課 ☎ 0561-56-0731

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。 加入月数に応じて保険税額を更正します。	2週間以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書（交付されている方のみ）	保険医療課 ☎ 0561-56-0738

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主の方）に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主の方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書など）	保険医療課 ☎ 0561-56-0738

#### 手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳（相続人のもの）	保険医療課 ☎ 0561-56-0738

## 国民健康保険に加入していた

### 手続き④ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が世帯主の場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。保険医療課までご連絡ください。</p>	相当な期間（概ね 3 か月）
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
—	相続人 保険医療課 ☎ 0561-56-0738

MEMO

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主であった

#### 手続き① 世帯主変更届の提出

手続き詳細	期 限
<p>国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主が亡くなられた場合は、国民健康保険の世帯主変更手続きが必要です。</p> <p>資格確認書（交付されている方のみ）などに記載の世帯主名が変更となりますので、新しい資格確認書または資格情報通知書を交付します。</p>	<p>2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>被保険者、 被保険者と同じ世帯の方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 国民健康保険加入者全員の資格確認書（交付されている方のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢受給者証、限度額適用認定証などの各種証</p>	<p>保険医療課 ☎ 0561-56-0738</p>

#### 手続き② 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が世帯主の場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。保険医療課までご連絡ください。</p>	<p>相当な期間（概ね3か月）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>—</p>	<p>保険医療課 ☎ 0561-56-0738</p>

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収します。 ※役場に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	—
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	問い合わせ先 保険医療課 ☎ 0561-56-0739

### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主の方）に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主）
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の通帳など <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	問い合わせ先 保険医療課 ☎ 0561-56-0739

### 手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申請ができます。	2年以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	問い合わせ先 保険医療課 ☎ 0561-56-0739

## 2. 保険に関する手続き

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き④ 送付先変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の健康保険に関するお手紙を愛知県後期高齢者医療広域連合から送付するため、送付先変更の届出が必要です。	約 2 週間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認資料	保険医療課 ☎ 0561-56-0739

#### 手続き⑤ 保険料還付先指定書兼送付先指定届の提出

手続き詳細	期 限
後日、町より亡くなられた方の保険料についてお手紙を送付します。また、保険料の還付が発生した場合には、指定した相続人の口座へ保険料を振り込みます。	2 年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	保険医療課 ☎ 0561-56-0739

MEMO

### 3. 年金に関する手続き

#### 国民年金に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。 保険医療課の窓口でも手続きの確認と必要書類のご案内ができます。	<b>速やかに</b> (未支給年金、遺族年金の請求は死亡日から5年以内、死亡一時金の請求は2年以内)
	手続き可能な人 <b>親族</b>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	<b>ねんきんダイヤル</b> <b>☎ 0570-05-1165</b>  <b>保険医療課</b> <b>☎ 0561-56-0738</b>

#### 厚生年金に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	<b>5年以内</b>
	手続き可能な人 <b>—</b>
必要なもの	問い合わせ先
<b>—</b>	<b>ねんきんダイヤル</b> <b>☎ 0570-05-1165</b>  <b>昭和年金事務所</b> <b>☎ 052-853-1463</b>

### 3. 年金に関する手続き

#### 共済年金に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものを準備の上、各共済組合へお問い合わせください。	5年以内
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
—	各共済組合

MEMO

## 4. 税金または保険料に関する手続き

### 町税または保険料の納付が済んでいない

#### 手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の町税または保険料の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の 納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	債権管理課 ☎ 0561-56-0726

### 口座振替をしていた

#### 手続き 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
町税または保険料の納付について、死亡者名義の口座で口座振替をご利用の方は口座振替廃止の手続きを町役場で行ってください。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	債権管理課 ☎ 0561-56-0726

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 個人住民税が課税されていた

#### 手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に町民税・県民税が課税されている場合、町民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	相当な期間（概ね3か月）
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0561-56-0724

### 固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

#### 手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に固定資産税・都市計画税が課税されている場合、固定資産税・都市計画税の納税通知書は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p> <p>※登記されていない家屋については、別途税務課に「未登記家屋所有者変更届」をご提出ください。</p>	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	税務課 ☎ 0561-56-0725 登記手続きに関すること 名古屋法務局 名東出張所 ☎ 052-703-2322

## 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車・軽自動車を所有していた

### 手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。</p> <p>また、軽自動車（三輪・四輪）、軽自動車（二輪）125cc以上250cc以下、小型自動車（二輪）250cc以上をお持ちの方は、手続きが必要な場合がありますので、窓口へご相談ください。</p>	<p>亡くなられた日から 30日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	<p>①相続人の方            ②相続人とご同居のご家族の方            ③その他の方</p>
	問い合わせ先
	<p>税務課            ☎ 0561-56-0724</p>

### 手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。</p> <p>※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。</p>	<p>亡くなられた日から 15日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	<p>①相続人の方            ②相続人とご同居のご家族の方            ③その他の方</p>
	問い合わせ先
	<p>税務課            ☎ 0561-56-0724</p>

## 5. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き 被保険者証などの返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。また、介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	—
	手続き可能な人 親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証（交付されていた場合のみ） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証（交付されていた場合のみ）	高齢者支援課 ☎ 0561-56-0735

### 65歳以上で介護保険に加入していた

#### 手続き 介護保険資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
後日、町より亡くなられた方の保険料について通知を送付します。保険料の還付が発生した場合には、指定した相続人の口座へ保険料を振り込みます。	約 2 週間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの）	高齢者支援課 ☎ 0561-56-0735

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 ☎ 0561-56-0732

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0561-56-0732

### 特別障害者手当を受給していた

#### 手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0561-56-0732

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【保護者が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還  
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 また、受給資格が継続する場合は受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	福祉課 ☎ 0561-56-0732

#### 【対象児童が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返還  
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	福祉課 ☎ 0561-56-0732

## 愛知県在宅重度障害者手当を受給していた

### 手続き 在宅重度障害者手当受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人（生計同一のご家族）の預金通帳	福祉課 ☎ 0561-56-0732

## 東郷町障がい者扶助料を受給していた

### 手続き 東郷町障がい者扶助料受給権消滅届兼未支給扶助料支給申請書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が東郷町障がい者扶助料を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人（生計同一のご家族）の預金通帳	福祉課 ☎ 0561-56-0732

## 自立支援医療費の助成を受けていた

### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって失効となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	保険医療課 ☎ 0561-56-0739

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

#### 【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

##### 手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0561-56-0732

#### 【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

##### 手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0561-56-0732

## 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

### 【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	福祉課 ☎ 0561-56-0732

## 障害者医療費の助成を受けていた

#### 手続き 障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害者医療費受給者証	保険医療課 ☎ 0561-56-0739

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 精神障害者医療費の助成を受けていた

#### 手続き 精神障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が精神障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の精神障害者医療費受給者証	保険医療課 ☎ 0561-56-0739

### 後期高齢者福祉医療費の助成を受けていた

#### 手続き 後期高齢者福祉医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が後期高齢者福祉医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者福祉医療費受給者証	保険医療課 ☎ 0561-56-0739

## 介護用品購入費助成利用券を利用していた

### 手続き 未使用分の介護用品購入費助成利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が介護用品購入費助成利用券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の介護用品購入費助成利用券があれば返却となります。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の介護用品購入費助成利用券	福祉課（障がい者） ☎ 0561-56-0732 高齢者支援課（介護保険） ☎ 0561-56-0735

## 障がい者・高齢者タクシー券を利用していた

### 手続き 未使用分のタクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がタクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分のタクシー券があれば返却となります。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分のタクシー券	福祉課（障がい者） ☎ 0561-56-0732 高齢者支援課（高齢者） ☎ 0561-56-0753

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 障害児通所支援を利用していた

#### 手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児通所支援を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉課 ☎ 0561-56-0732

### 障害福祉サービスを利用していた

#### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 0561-56-0732

### 地域生活支援事業サービスを利用していた

#### 手続き 地域生活支援事業サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援事業サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援事業サービス受給者証の返却となります。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援事業サービス受給者証	福祉課 ☎ 0561-56-0732

## 7. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 【児童手当受給者が亡くなられた場合】

##### 手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給者変更の手続きの場合】 <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード等個人番号のわかるもの） <input type="checkbox"/> 児童手当対象のお子様名義の通帳またはキャッシュカード（未払い手当の請求手続きの場合）	こども課こども保健推進室 ☎ 0561-37-5813

#### 【児童手当対象児童が亡くなられた場合】

##### 手続き 児童手当消滅・減額手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給資格の消滅または減額の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問い合わせ先
—	こども課こども保健推進室 ☎ 0561-37-5813

## 7. 子どもに関する手続き

### 児童扶養手当、愛知県遺児手当、東郷町遺児手当を受給していた

#### 【各種手当受給者が亡くなられた場合】

##### 手続き 資格喪失届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	受給者が亡くなられた日から数えて14日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 各種手当対象のお子様名義の通帳またはキャッシュカード	こども課こども保健推進室 ☎ 0561-37-5813

#### 【各種手当対象児童が亡くなられた場合】

##### 手続き 各種手当消滅・減額手続き

手続き詳細	期 限
各種手当の対象児童が亡くなられた場合、受給資格の消滅または減額の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問い合わせ先
—	こども課こども保健推進室 ☎ 0561-37-5813

## ひとり親になった

### 手続き 児童扶養手当、愛知県遺児手当、東郷町遺児手当の申請

手続き詳細	期 限
18歳以下(18歳到達年度の末日まで)のお子さんがいらっしゃる方は、一定の要件に該当する場合、各種手当の支給対象になります。別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	—
必要なもの	手続き可能な人
—	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども課こども保健推進室 ☎ 0561-37-5813

## 子ども医療費の助成を受けていた

### 手続き 子ども医療費受給者証の返却及び資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が子ども医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の子ども医療費受給者証	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 親族
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0561-56-0739

## 7. 子どもに関する手続き

### 母子及び父子家庭等医療費の助成を受けていた

#### 手続き 母子及び父子家庭等医療費受給者証の返却及び資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が母子及び父子家庭等医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の母子及び父子家庭等医療費受給者証	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	【保護者が亡くなられた場合】 親族
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0561-56-0739

### 養育医療の助成を受けていた

#### 手続き 養育医療券の返却

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券	乳児の保護者
	問い合わせ先
	保険医療課 ☎ 0561-56-0739

## 8. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 使用者変更、中止などの手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、使用者変更、中止などの手続きが必要です。 愛知中部水道企業団へお問い合わせください。 ※役場下水道課での手続きは不要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	親族
	問い合わせ先
	愛知中部水道企業団 ☎ 0561-37-0141

### 井戸水を使用し公共下水道へ接続していた

#### 手続き 公共下水道休止・変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道使用の休止や世帯人数の変更手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 公共下水道使用変更・休止届	親族
	問い合わせ先
	下水道課 ☎ 0561-56-0749

## 8. 上下水道に関する手続き

### 下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた

#### 手続き 受益者異動届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者異動届	新しく受益者となる方
	問い合わせ先
	下水道課 ☎ 0561-56-0749

MEMO

## 9. その他の手続き

### 家財整理をしたい

#### 手続き 尾三衛生組合へのごみの搬入

手続き詳細	期 限
尾三衛生組合へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、尾三衛生組合の計量所職員に提示してください。 ※一部尾三衛生組合で処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が東郷町外の場合は搬入できません。	— （搬入日当日にお持ちください）
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）	基本的にご親族の方
	問い合わせ先
	尾三衛生組合 ☎ 0561-38-2226

### 道路を占有していた

#### 手続き 占有の廃止または名義の変更手続き

手続き詳細	期 限
占有物件を撤去する場合は廃止届の提出を、名義を変更する場合は承継届を提出してください。 ※詳細は、事前にお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<b>【占有の廃止】</b> <input type="checkbox"/> 廃止届、占有許可書の写し、 位置図及び道路復旧図など必要な書類  <b>【名義の変更】</b> <input type="checkbox"/> 道路の占有許可に基づく権利義務の承継届、 占有許可書の写し、位置図及び写真	どなたでも可
	問い合わせ先
	都市整備課 ☎ 0561-56-0746

## 9. その他の手続き

### 河川を占有していた

#### 手続き 占用の廃止または名義の変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>占有物件を撤去する場合は廃止届の提出を、名義を変更する場合は地位承継届を提出してください。</p> <p>※詳細は、事前にお問い合わせください。</p>	<p><b>【占用の廃止】</b> 速やかに</p> <p><b>【名義の変更】</b> 30日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>【占用の廃止】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 廃止届、占有許可書の写し、 位置図及び河川復旧図など必要な書類</p> <p><b>【名義の変更】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 地位承継届、占有許可書の写し、位置図及び写真</p>	<p>どなたでも可</p>
	問い合わせ先
	<p>都市整備課 ☎ 0561-56-0746</p>

### 公共用物を使用していた ※公共用物=水路、道路法に基づく認定がされていない道路など

#### 手続き 使用の廃止または名義の変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>使用物件を撤去する場合は終了届の提出を、名義を変更をする場合は承継届を提出してください。</p> <p>※詳細は、事前にお問い合わせください。</p>	<p><b>【使用の廃止】</b> 10日以内</p> <p><b>【名義の変更】</b> 速やかに</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>【使用の廃止】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 終了届、使用許可書の写し、 位置図及び施設復旧図など必要な書類</p> <p><b>【名義の変更】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 承継届、使用許可書の写し、位置図及び写真</p>	<p>どなたでも可</p>
	問い合わせ先
	<p>都市整備課 ☎ 0561-56-0746</p>

## 農地を所有していた

### 手続き 相続人による届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続により農地の権利を取得した方は、農地法第3条の3の規定による届出をお願いします（遺産分割協議成立後または所有権移転登記完了後）。	10か月
必要なもの	手続き可能な人
なし	相続された方
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 （産業振興課） ☎ 0561-56-0740

## 亡くなられた方が小中学生の保護者であった

### 手続き 保護者変更の手続き

手続き詳細	期 限
小中学生の保護者が亡くなられた場合は、保護者変更の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	新たに小中学生の保護者となる方
	問い合わせ先
	学校教育課 ☎ 0561-56-0752

## 9. その他の手続き

### 図書館を利用していた

#### 手続き カード及び貸出中の本の返却

手続き詳細	期 限
図書利用カード及び貸出中の本をお持ちの方は、図書利用カード及び貸出中の本を返却してください。	—
必要なもの	手続き可能な人
なし	—
	問い合わせ先
	図書館 ☎ 0561-38-2900

### 相続などに関する無料相談を受けたい

#### 手続き 相談の予約

手続き詳細	期 限
事前予約により、以下の相談を受けることができます。 各相談は、開催日、予約期間が異なりますので事前にお問い合わせください（町広報紙にも記載してあります。）。	—
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 司法書士相談（町内在住・在勤・在学者の方）</li><li>・ 行政書士無料相談会（町内在住・在勤・在学者の方）</li><li>・ 無料法律相談（町内在住の方）</li></ul>	
必要なもの	手続き可能な人
なし	—
	問い合わせ先
	地域協働課 ☎ 0561-56-0727

## 犬を飼育していた

### 手続き 犬の登録事項変更届

手続き詳細	期 限
新しい犬の所有者の方は、登録事項の変更手続きをお願いします。 ※犬が町外に異動する場合は、異動先の市区町村で手続きが必要となります。 マイクロチップ装着犬については「犬と猫のマイクロチップ情報登録」でも所有者の変更をしてください。	速やかに
	手続き可能な人 ①所有者となる方 ②所有者と同居の親族（原則）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 鑑札、狂犬病予防注射済票	環境課 ☎ 0561-56-0729

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	必要書類について、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 昭和税務署 ☎ 052-881-8171
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

## 改葬の手続きについて

東郷町内のお墓に埋葬されている遺骨を別のお墓に移す場合の手続きについて記載します。

### 1 東郷町の改葬許可申請書を作成してください。

(用紙は東郷町役場環境課窓口にてお渡ししております。町ホームページからもダウンロードできます。)

「墓地管理者」は現在遺骨を納めている墓地・納骨堂の管理者となります。

埋葬などの事実について、証明してもらってください。申請者と墓地使用者が異なる場合、墓地使用者の承諾が必要となるため、承諾書も併せて用意してください。

### 2 書類が整いましたら、環境課窓口にて申請してください。

(予め申請に来庁される日時を電話にてお伝えしていただくと、以降の手順がスムーズになります。)

### 3 改葬許可証の交付

### 4 現在の墓地管理者に改葬許可証を提示し、遺骨を受け取ります。

### 5 改葬先の墓地・納骨堂の管理者に改葬許可証を提示し、遺骨を納骨します。

担当課・問い合わせ先

環境課

☎ 0561-56-0729

## 少し落ち着いてから行う役場以外での手続き

手続き	期限	手続き先	必要書類
個人の所得税準確定申告	4か月以内	昭和税務署	個々の状況・条件により異なるので、事前にご確認ください。
相続税の申告	10か月以内	☎ 052-881-8171	
遺言書の検認	速やかに	名古屋家庭裁判所	相続人全員の戸籍謄本、遺言者の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本など（状況によって追加書類があります）
相続放棄などの申し立て	3か月以内	☎ 052-223-3411	被相続人の住民票除票または戸籍附票、放棄する相続人の戸籍謄本など（状況によって追加書類があります）
預貯金名義	速やかに	各金融機関	各金融機関にご確認ください。
不動産（土地・家屋）名義	速やかに	名古屋法務局 名東出張所 ☎ 052-703-2322	被相続人の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本、被相続人の戸籍の附票または住民票の除票、相続人全員の戸籍謄本、相続人の住民票または戸籍の附票、固定資産評価証明書、遺産分割協議書など（状況によって追加書類があります）
株券名義	速やかに	証券会社 株式発行人	各会社、法人にご確認ください。
賃貸住宅・借地・借家（契約書の書き換え）	速やかに	地主・家主など	各契約先にご確認ください。
公共料金契約	速やかに	電力・ガス会社・ 愛知中部水道企業団 ☎ 0561-37-0141	名義変更届など
電話名義	速やかに	各電話会社	除籍謄本または死亡診断書 相続人の戸籍謄本、相続人の印鑑証明書など
携帯電話	速やかに	各携帯電話会社	各携帯電話会社にご確認ください。
パソコンのプロバイダー契約	速やかに	事業会社	インターネット、郵送などによる 解約通知

手続き	期限	手続き先	必要書類
自動車名義	速やかに	愛知運輸支局 ☎ 050-5540-2046	遺産分割協議書、被相続人の戸籍（除籍）謄本、相続人全員の戸籍謄本、相続名義人の印鑑証明書、相続名義人の実印、自動車検査証、自動車保管場所証明書など
自動車保険 （自賠責・任意保険）	速やかに	各保険会社	各保険会社にご確認ください。
生命保険金の請求	2年以内	各生命保険会社	各生命保険会社にご確認ください。
NHK受信料契約者	速やかに	NHK	NHKフリーダイヤル窓口 ☎ 0120-151515
クレジットカード	速やかに	クレジットカード 発行会社	インターネット、郵送などによる 解約通知
運転免許証の返却	速やかに	愛知警察署 ☎ 0561-39-0110	運転免許証、住民票の除票など
パスポートの返却	速やかに	愛知県旅券センター ☎ 052-563-0236	パスポート、名義人の戸籍（除籍）謄本など
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病） 受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障 害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療 受給者証	保健所へお 問い合わせ ください。	瀬戸保健所 豊明保健分室 ☎ 0562-92-9133	保健所へお問い合わせください。
司法書士相談（不動産の贈 与や相続に関する相談）	—	愛知県司法書士会 ☎ 052-683-6686 平日10時～15時	予約制・無料相談（詳細は愛知県 司法書士会ホームページ）
行政書士相談（遺産分割 協議書作成、相続人調査 などに関する相談）	—	愛知県行政書士会 ☎ 052-931-4068	相談先にお尋ねください。
弁護士相談（相続や遺言 に関する法律相談）	—	愛知県弁護士会 ☎ 052-565-6110 ※予約受付番号	相談先にお尋ねください。 （有料面談相談 ※予約制）

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

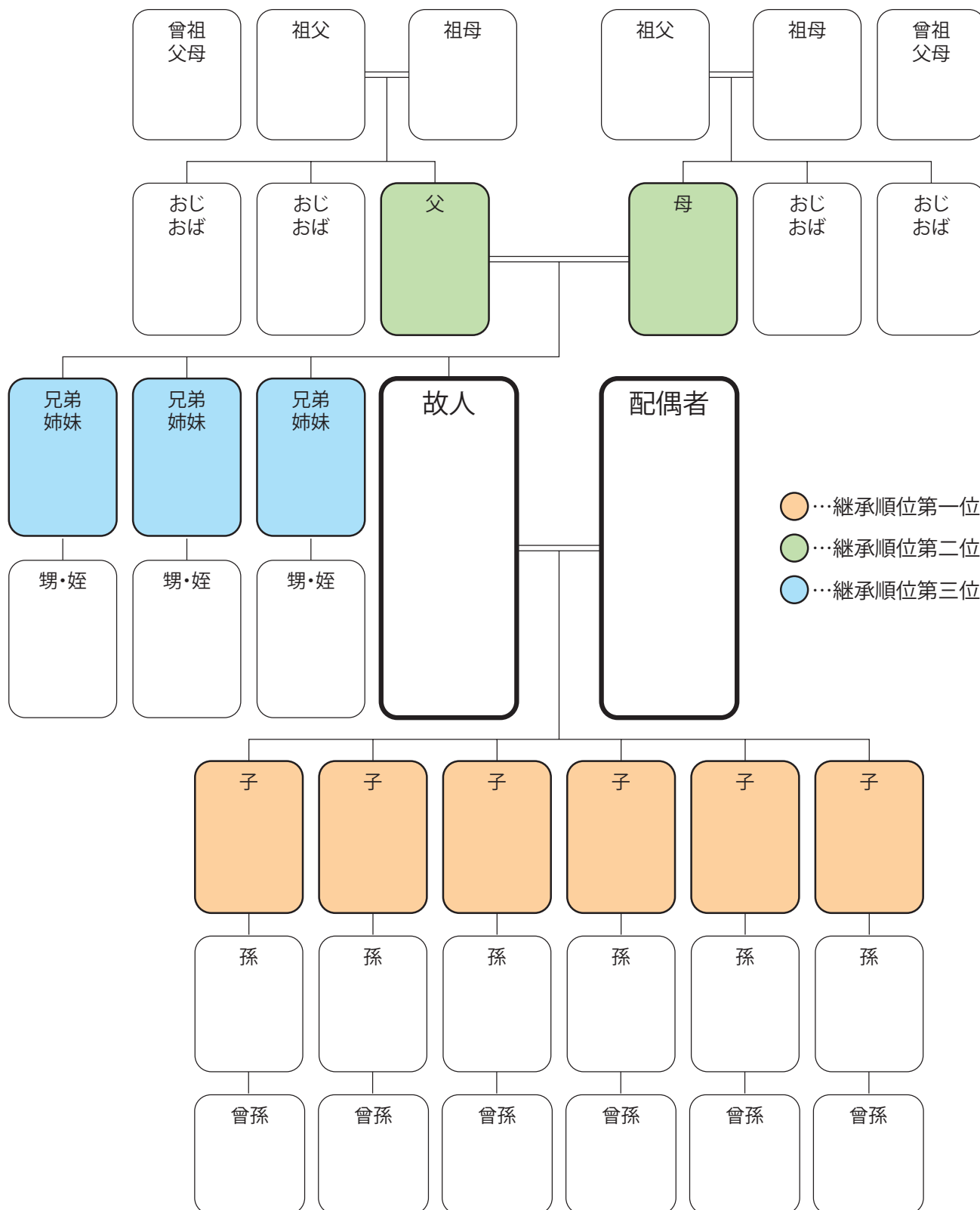
委任状

広告掲載事業者

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役場で「名寄帳の写し」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。複数の自治体に不動産を所有する場合は自治体ごとに「名寄帳の写し」を取得する必要があります。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役場などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。



# 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

あなたの手続きを応援します！

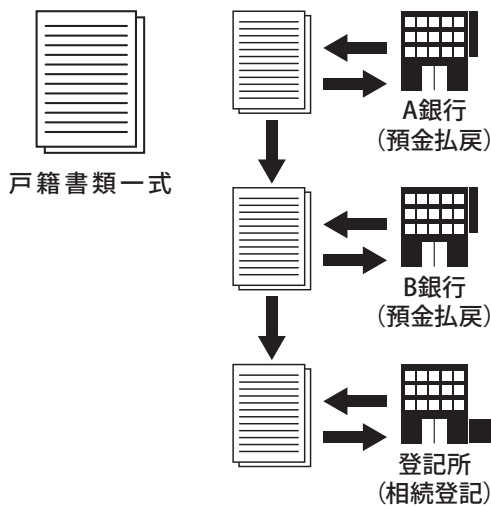
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

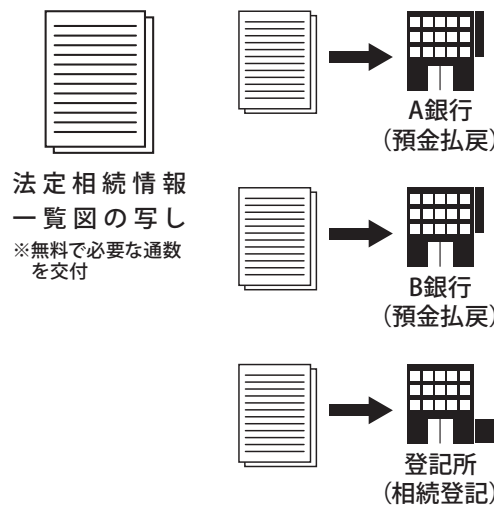
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

# 代理権授与通知書

**※ すべて請求人本人（窓口に来られない人）が直筆してください。**

愛知県愛知郡東郷町長 殿

令和 年 月 日

(窓口に来る人) 代理人	住 所
	氏 名
	生年月日 大・昭・平 年 月 日
委任する申請事項	<p>委任する項目に☑を付け、必要な数を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/>住民票 ___通 (☐続柄 ☐本籍 ☐マイナンバー ☐住民票コード) ※</p> <p><input type="checkbox"/>住民票記載事項証明書 ___通 (☐続柄 ☐本籍 ☐マイナンバー ☐住民票コード) ※</p> <p><input type="checkbox"/>住民票コード通知票 (再発行) ___通 ※</p> <p><input type="checkbox"/>戸籍全部(個人)事項証明書〔戸籍謄抄本〕 ___通</p> <p><input type="checkbox"/>戸籍附票 ___通</p> <p><input type="checkbox"/>除籍謄本・改製原戸籍 ___通</p> <p><input type="checkbox"/>身分証明書 ___通</p> <p><input type="checkbox"/>転入届・転出届・転居届</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
	<p>※ マイナンバー又は住民票コードを記載する場合は、請求人本人宛に簡易書留郵便で郵送します。</p> <p>なお、お亡くなりの方の証明書にマイナンバー又は住民票コードを記載することはできませんので御了承ください。</p>
	使用目的

上記の者を代理人として、所定の申請権限を委任したことを通知します。

請求人（窓口に来られない人）

住 所 \_\_\_\_\_

署 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大・昭・平 年 月 日

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

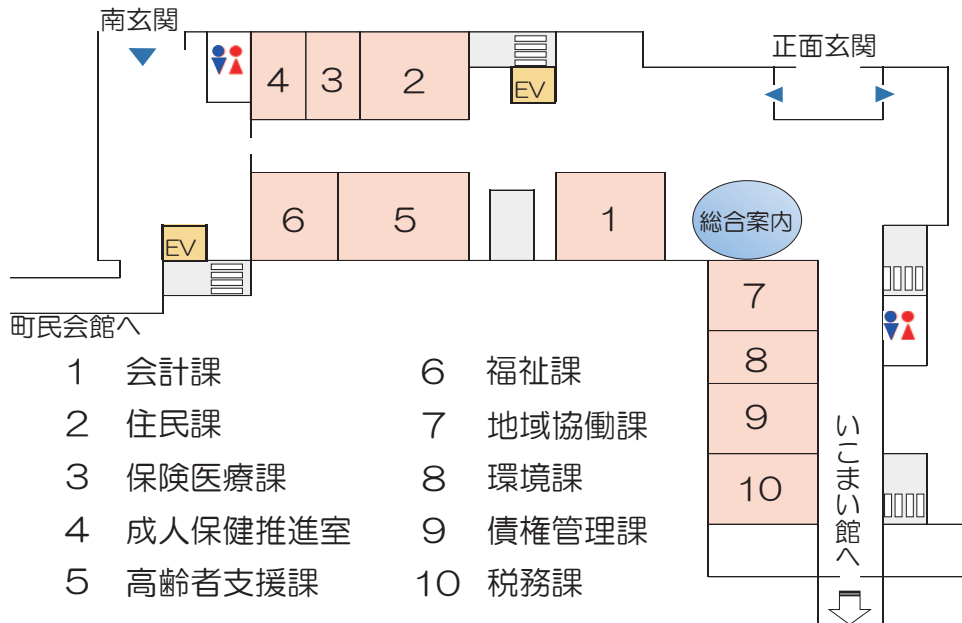
相続について

委任状

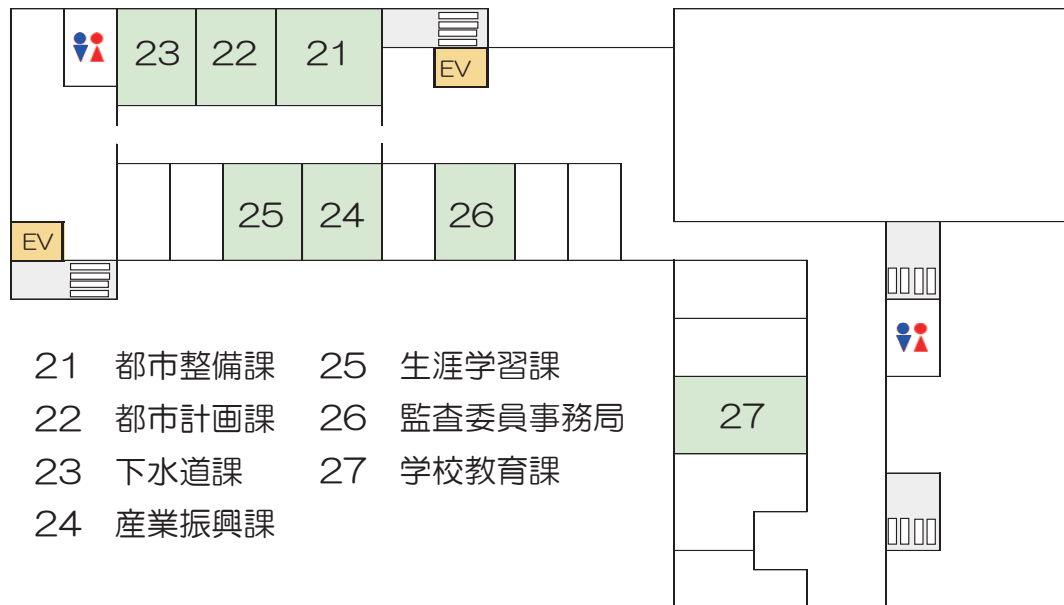
広告掲載事業者

キリトリ線

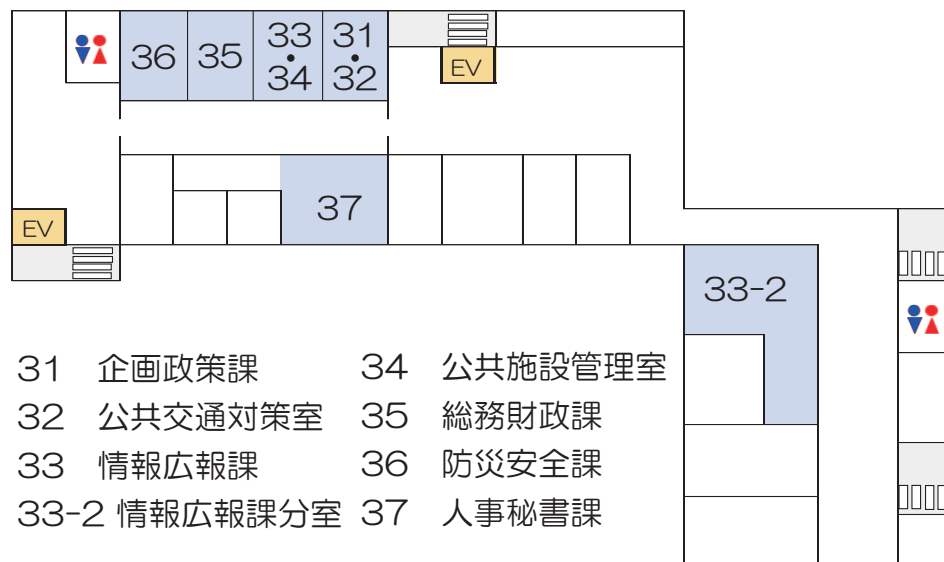
# 東郷町役場 フロアマップ



1  
階

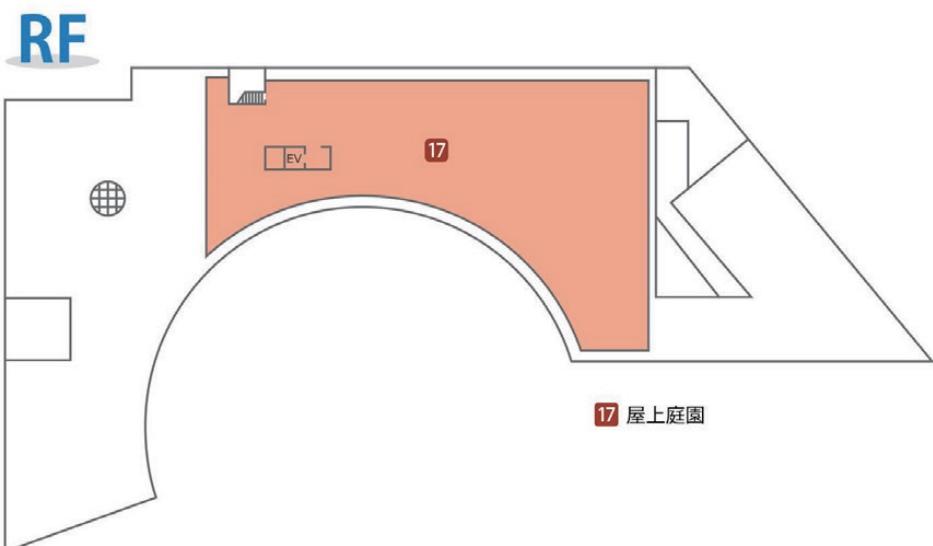
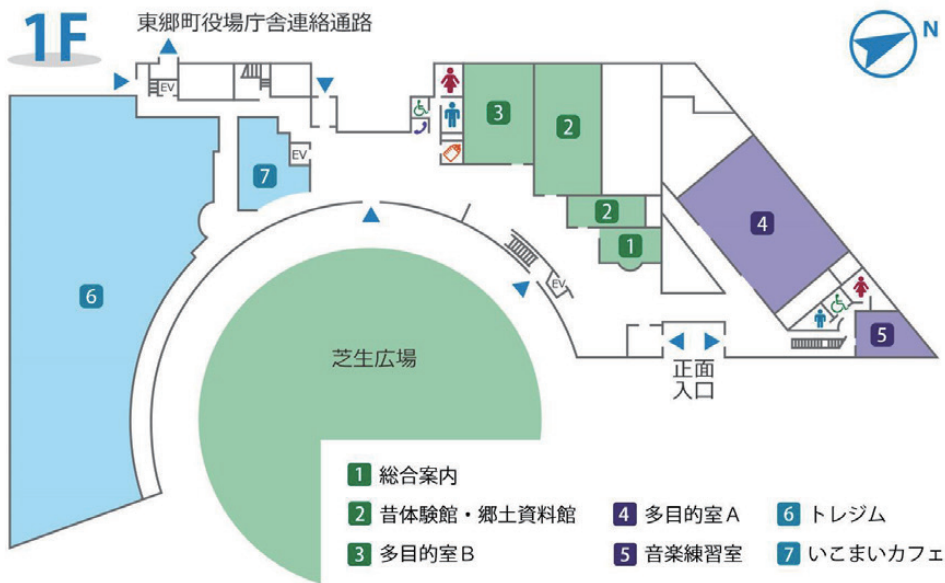


2  
階



3  
階

# イーストプラザいこまい館 館内マップ



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

**相続登記は法律で義務化されています！**  
**放っておくと罰金が科されますのでご注意を！**

**相続登記・相続放棄など**

# 相続手続きのことなら

地域密着。くらしの法律家——

**石川 司法書士 行政書士 事務所**



**地域密着の専門家。お気軽にご相談ください。**

訪問による  
ご相談

初回  
相談無料

東郷町内  
出張無料



司法書士・行政書士  
石川 欽一

## 石川司法書士・行政書士事務所

# ☎ 052-846-3207

〒470-0124 日進市浅田町上ノ山1-11  
グランレイム赤池1402

定休日：なし。ご予約いただければいつでもOK。

メール：kinichi\_ishikawa@xqd.biglobe.ne.jp

URL：https://ishikawa-jimusyo.jp

ホームページは  
こちらから



【業務案内】 不動産登記／会社登記／相続手続き／法律相談

※ご相談内容によっては対応できない場合もございますのでご了承ください。  
愛知県司法書士会所属 簡裁訴訟代理 認定番号1801498号 / 愛知県行政書士会所属

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

ダイソー日進竹の山店の東隣に弊社店舗がございます。お気軽にお立ち寄り下さい。

# 株式会社SAGAS不動産

相続診断士・不動産の専門家が相続不動産をワンストップで支えます。

あなたの未来を探す 不動産のサガス  
人に寄り添い、未来につなぐお手伝い



- 無料** ● 相続不動産の売却査定
- 無料** ● 建物の解体費用シュミレーション
- 無料** ● 遺品整理・処分費用シュミレーション
- 空き家の活用方法
- 各種専門家(司法書士・税理士・測量士等)との連携提案

株式会社SAGAS不動産  
☎0561-65-5515

〒470-0136  
日進市竹の山二丁目506番地 日進STUDIO 2F  
営業時間 10:00~18:00 定休日 毎週水曜日  
愛知県知事(1)第025367号  
<https://www.sagasfudosan.jp/>



(公社)全国宅地建物取引保証協会会員 (公社)愛知県宅地建物取引業協会会員 東海不動産公正取引協議会会員 代表者：河村 真吾  
※当社では解体・処分費用のシュミレーション業務のみを行っております。解体・処分作業は、許可を有する提携事業者をご案内しております。

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!



## 後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ  
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで  
もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



通話料無料

電話で  
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間:9時~16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。 ※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。  
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書  
(東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522  
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

# 出張買取サービス 買いクル

想いに寄り添い  
大切な思い出を  
丁寧に整理します。

買いクルは、日本全国に展開している出張買取専門店です。

お片付け  
無料出張お見積

大切な想いととも、次の方へつなぐお手伝いを。

ご家族や大切な方を亡くされたあとの遺品整理は、物の整理であると同時に、思い出と向き合う時間でもあります。故人様、ご家族の気持ちを第一に考え、無理なく急がせない整理を心がけています。何から手をつけていいかわからない段階でも大丈夫です。まずはお話しを伺うところから、丁寧に寄り添わせてください。

ご家族の負担を軽くする  
丁寧な整理サポート

重たい家具や家電、まとめたの整理もご安心ください。経験豊富なスタッフがご自宅までお伺いし、その場で査定・買取を行います。

専門スタッフによる  
安心の出張査定

相続や空き家に関する多様なケースに対応してきた査定員が訪問し、品物の価値をわかりやすく説明し、市場価格に基づいた査定をお約束します。

これからの住まい  
空き家活用のサポート

遺品整理後の空き家の管理や、将来の売却など、今後の選択肢についても専門家と連携しながらアドバイス。ご家族の状況に応じた道筋をご提案します。

## 出張買取サービス 買いクル

株式会社 RC  
〒146-0094 東京都大田区東矢口2丁目18-5 エミネンスコート多摩堤通り1階  
[営業時間] 9:00~19:00 [定休日] なし ※年末年始を除く  
古物商許可番号：302210808356

いつでもお気軽に、ご相談ください。

☎ 0120-562-214



チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# ＼ こんなお悩みありませんか？ ！

戒名だけ  
つけて欲しい

檀家にはいっていないが  
ちゃんとしたお坊さん  
にお経をあげて欲しい

近くに  
お寺がない

法事をすべき立場になったが  
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施  
お車代などのお金のことが不安

## 寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

# いのお坊さん

法事・法要の  
お手配総額

# 4.5

万円～

# 決まった金額だから安心！

# 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 相続手続き 相談窓口

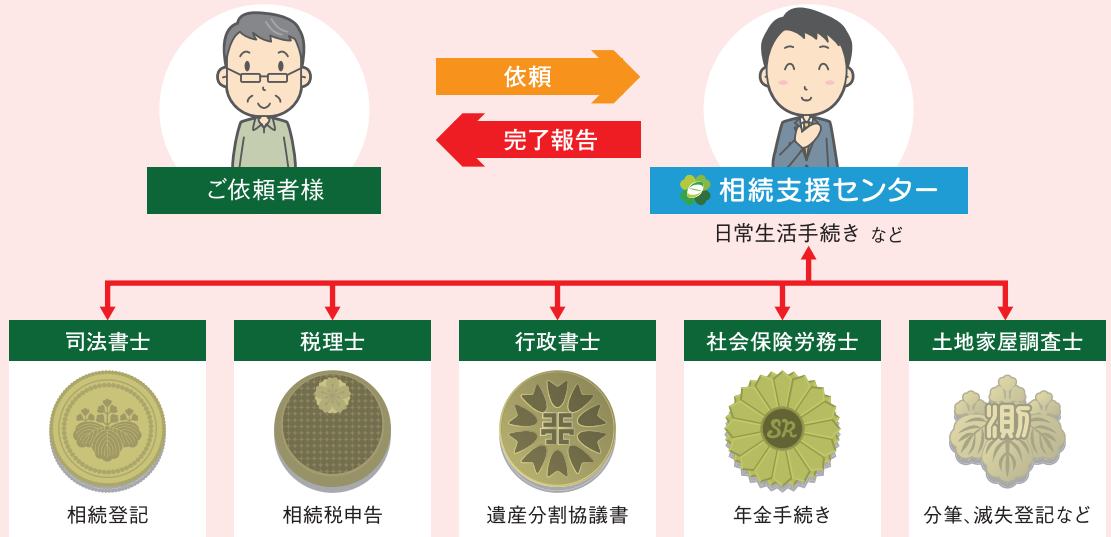
初回相談  
無料

こんなお悩みはありませんか？

- ・遺産分割や納税の相談にのってほしい
- ・働いているために手続きに行く時間がない
- ・相続税申告の手続き方法がわからない
- ・相続の手続きを専門家に依頼したい
- …だけど窓口は1つにしてほしい

専任の相談員にまるごとお任せ!  
一元管理でサポート

様々なご相談にも  
窓口が1つだから安心



## 相続支援センター

無料相談  
予約専用  
ダイヤル



# 0120-13-4864

電話受付: 月~金曜日(祝日除く) 9:30~17:30

お近くの各相談室でご対応可能です。  
まずはお電話ください。

完全予約制ですので、必ず事前にお電話でご予約ください。  
ご希望の相談室にて専任相談員がご対応させていただきます。



近くの相談室を探す

### 無料相談時の持ち物

お手元にあるもののみで結構です

- 1 亡くなられた方の戸籍謄本
- 2 固定資産の課税明細書  
※不動産のある方のみ
- 3 亡くなられた方の財産状況の分かるもの  
※預金通帳、証券会社の取引明細、保険証券など
- 4 ご相談者様の認印



運営元: 株式会社ノーサイド  
グループ会社: 行政書士法人 中村事務所 ☎ 052-462-8313

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 東郷町役場

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2026年4月

